

財産形成預金(住宅)

令和2年4月1日現在

1. 商品名	財産形成預金(住宅)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与天引きが可能な企業で働いていらっしゃる方が対象です。財産形成預金は、一般・住宅・年金各1口のご契約となります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立期間は5年以上です。お一人様1契約です。契約時の年齢は55才未満であることが必要です。 ・ 満期確定型 5年以上15年以内とし自由金利型定期預金(M型)、期日指定定期預金で運用します。 ・ 満期日定めず 1口毎の期日指定定期預金で運用します。既に他の金融機関とご契約を行っている方は契約できません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上給与天引きを行い、満期日の3ヶ月前まで預入できます。 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち家としての住宅の取得、増改築資金の場合に支払います。住宅の取得後1年以内に、必要書類を提出することにより全額払出しが可能です。住宅取得前に、必要書類を提出し、積立額の10分の9以内の額を払出し、その後2年以内又は住宅取得1年を経過するのいずれか早い日迄に前記の方法により残額の払出しが可能です。増改築の場合は、前記又は、の方法により、増改築・リフォーム費用の範囲の額の払出しが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い方法 (3) 付利単位 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 各預入時に期日指定定期預金又は自由型金利定期預金(M型)の店頭表示利率をその満期日まで適用します。 ・ 継続の場合は、継続時の期日指定定期預金又は自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率を適用します。 ・ 満期日以後の利息は、払出日における普通預金利率を適用します。 ・ 満期日以降に、一括支払いします。 ・ 1円(日割計算) ・ 期日指定定期預金(1年複利)又は自由金利型定期預金(M型)の計算方法により計算します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形貯蓄非課税制度を利用する場合は、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」をご提出下さい。 ・ 非課税最高限度額は、年金財形と住宅財形を合算して「550万円迄」です。尚、限度額を超えた場合は、超えた日以後に支払われる利息は20%課税されます。 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる20%課税される利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	
10. 中途解約時の 取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、預入日又は最後の継続日から解約日の前日までの日数に次の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した解約利息を支払います。 <p>自由金利型定期預金(M型)の場合は、次の預入期間に応じた利率を適用します。</p> <p>(A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50% (C)1年以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%</p>

	<p>期日指定定期預金の場合は、次の預入期間に応じた利率を適用します。</p> <p>(A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×50% (C)1年以上2年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×70% (D)2年以上3年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×80%</p>
<p>11. 金利情報の 入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考 となる事項</p>	<p>・目的外支払いは「課税対象」となります。既に非課税で支払済利息分は、5年間に亘り20% (国税15%地方税5%) が課税されますので、遡っての税額の徴求となります。</p> <p>・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</p> <p>・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</p>